

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ－３－１－３ 組織犯罪等への対応</p> <p>Ⅱ－３－１－３－１ 本人確認、疑わしい取引の届出義務</p> <p>Ⅱ－３－１－３－１－１ 意義</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「犯収法」制定の経緯</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 他方、平成13年9月の米国の同時多発テロ以降の、テロリズムへの資金供与に関する国際的な厳しい対応姿勢を受け、テロリズムに対する資金供与の疑いがある取引についても組犯法の「疑わしい取引」の届出対象に含まれるとともに、平成15年1月から、新たに「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」（以下「本人確認法」という。）が施行された。</p> <p>(注) その後、いわゆる「振り込め詐欺」等の犯罪に銀行の口座が不正利用されている事態にかんがみ、平成16年12月に本人確認法が改正され（「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に改称）、預金通帳等を譲り受ける行為等について罰則が設けられている。</p>	<p>Ⅱ－３－１－３ 組織犯罪等への対応</p> <p>Ⅱ－３－１－３－１ 本人確認、疑わしい取引の届出義務等</p> <p>Ⅱ－３－１－３－１－１ 意義</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「犯収法」制定の経緯等</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 他方、平成13年9月の米国の同時多発テロ以降の、テロリズムへの資金供与に関する国際的な厳しい対応姿勢を受け、テロリズムに対する資金供与の疑いがある取引についても組犯法の「疑わしい取引」の届出対象に含まれるとともに、平成15年1月から、新たに「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」（以下「本人確認法」という。）が施行された。</p> <p>(注) その後、いわゆる「振り込め詐欺」等の犯罪に銀行の口座が不正利用されている事態にかんがみ、平成16年12月に本人確認法が改正され（「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に改称）、預金通帳等を譲り受ける行為等について罰則が設けられている。<u>また、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成20年6月施行、以下「振込詐欺被害者救済法」とい</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>⑤ (略)</p> <p>(3) 我が国の組織犯罪規制の概要と金融機関のコンプライアンスにとっての意義</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) 金融サービス濫用防止についての意義</p> <p>各金融機関が、犯収法により義務付けられた「本人確認」等や「疑わしい取引」の届出を的確に実施し得る内部管理態勢を構築することは、</p>	<p><u>う。)において、金融機関は、「振り込め詐欺」に限らず、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為全般に関して、振込先として利用された預金口座等（犯罪利用預金口座等）である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引停止等の措置を適切に講ずること等が求められている。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(3) 我が国の組織犯罪規制等の概要と金融機関のコンプライアンスについての意義</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>更に、振込詐欺被害者救済法は、犯罪利用預金口座等について、被害者の財産的被害の迅速な回復に資する観点から、残された資金を被害者に分配するための手続を規定するものであるが、金融機関にとっては、従来、預金規定に基づいて行っていた口座の取引停止等の措置が法的に求められることとなった点において、適切な口座管理の観点から、極めて重要な意義を有する。金融機関においては、不正利用口座に係る取引停止等の措置を、事務手続きの問題ではなくコンプライアンスの問題として位置付け、迅速かつ適切に実施するための態勢を整備していく必要がある。</u></p> <p>(4) 金融サービス濫用防止についての意義</p> <p>各金融機関が、犯収法により義務付けられた「本人確認」等や「疑わしい取引」の届出、<u>盗難通帳・偽造印鑑等による預金の不正払戻しを防</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融システムに対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。</p> <p>Ⅱ－３－１－３－１－２ 主な着眼点</p> <p>銀行の業務に関して、犯収法による本人確認及び「疑わしい取引」の届出を行うに当たっては、テロ資金供与やマネー・ローンダリング、預金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</p> <p>（１）「本人確認」や「疑わしい取引」の届出を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。</p> <p>特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の点を十分留意しているか。</p> <p>① （略）</p> <p>② コルレス契約について、顧客基盤、業務内容、現地における監督体制、架空銀行（いわゆるシェルバンク）でないことの確認等を通じて、コルレス先を適正に評価した上で、コルレス契約の締結・継続を判断する態勢が整備されているか。</p> <p>③～⑤ （略）</p>	<p><u>止するための措置、又は犯罪利用預金口座等の疑いがあると認める場合における取引停止等の措置</u>を的確に実施し得る内部管理態勢を構築することは、<u>組織犯罪等による金融サービスの濫用を防止し、我が国金融システムに対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。</u></p> <p>Ⅱ－３－１－３－１－２ 主な着眼点</p> <p>銀行の業務に関して、犯収法による本人確認及び「疑わしい取引」の届出を行うに当たっては、テロ資金供与やマネー・ローンダリング、預金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するため、以下のような態勢が整備されているか。</p> <p>（１）「本人確認」や「疑わしい取引」の届出を的確に行うための法務問題に関する一元的な管理態勢が整備され、機能しているか。</p> <p>特に、一元的な管理態勢の整備に当たっては、以下の点を十分留意しているか。</p> <p>① （略）</p> <p>② コルレス契約について、顧客基盤、業務内容、現地における監督体制、架空銀行（いわゆるシェルバンク）でないこと、<u>及び架空銀行との取引を行っていないこと</u>の確認等を通じて、コルレス先を適正に評価した上で、<u>上級管理職による意思決定を含め、コルレス契約の締結・継続を適切に</u>判断する態勢が整備されているか。</p> <p>③～⑤ （略）</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>(新設)</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>盗難通帳・偽造印鑑等による預金の不正な払出しや口座の不正利用等を防止するため、預金の支払等に当たって、必要に応じ本人確認の実施や、口座の利用目的等の確認を行う態勢が整備されているか。また、利用者保護のあり方について検討を行い、必要な措置を講じているか。</u></p> <p>特に、いわゆるヤミ金融業者等が預金口座を利用して違法な取立てを行ったり、架空請求書を送り付け銀行の預金口座に振込みを請求するなど、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、<u>預金規定に定められている預金取引停止・口座解約の実施等、預金口座の不正利用の防止に資するための内部管理態勢が構築されているか。</u></p>	<p><u>⑥ 「本人確認」や「疑わしい取引」の届出を含めた顧客管理を的確に行うため、管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者を配置しているか。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>口座の不正利用等を防止するため、預金の支払や口座開設等に当たって、必要に応じ、本人確認の実施や口座の利用目的等の確認を行うなど、適切な口座管理を実施するための内部管理態勢が整備されているか。また、口座の不正利用による被害防止のあり方について検討を行い、必要な措置を講じているか。</u></p> <p>特に、いわゆるヤミ金融業者等が預金口座を利用して違法な取立てを行ったり、架空請求書を送り付けて銀行の預金口座に振込みを請求したりするなど、<u>預金口座を不正に利用した悪質な事例が大きな社会問題となっている。また、犯罪資金の払出は被害者の財産的被害の回復を困難ならしめるものである。これらを踏まえ、被害にあった顧客からの届出等、口座の不正利用に関する情報を速やかに受け付ける体制を整備するとともに、こうした情報等を活用して、預金規定や振込詐欺被害者救済法に定められている預金取引停止・口座解約等の措置を迅速かつ適切に講ずる態勢を整備しているか。その際、同一名義であることなどから不正利用が疑われる口座等についても、取引状況の調査を行うなど、必要な措置を講ずることとしているか。</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>（新設）</u></p> <p>（5）預金口座の不正利用に関する裁判所からの調査嘱託や弁護士法に基づく照会等に対して、個々の具体的事案毎に、銀行に課せられた守秘義務も勘案しながら、これらの制度の趣旨に沿って、適切な判断を行う態勢が整備されているか。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p><u>（5）振込みを利用した犯罪行為の被害者の財産的被害を迅速に回復するため、振込詐欺被害者救済法に規定する犯罪利用預金口座等に係る預金等債権の消滅手続や、振込利用犯罪行為の被害者に対する被害回復分配金の支払手続等について、社内規則で明確に定めることなどにより、円滑かつ速やかに処理するための態勢を整備しているか。その際、消滅手続期間中における被害申出者に対し、支払申請に関し利便性を図るための措置を、また、被害が疑われる者に対し、支払手続実施等について周知するため、必要な情報提供その他の措置を、適切に講ずるものとしているか。</u></p> <p>（6）預金口座の不正利用に関する裁判所からの調査嘱託や弁護士法に基づく照会等に対して、個々の具体的事案毎に、銀行に課せられた守秘義務も勘案しながら、これらの制度の趣旨に沿って、適切な判断を行う態勢が整備されているか。</p> <p><u>（7）盗難通帳・偽造印鑑等による預金の不正払戻しを防止するため、窓口での預金の支払等に当たって、必要に応じ本人確認を行う態勢が整備されているか。また、通帳の印影から印鑑の偽造を防止するための措置を講じているか。</u></p> <p><u>不正払戻しの被害にあった顧客からの届出を速やかに受け付ける体制が整備されているか。また、損失の補償については、預貯金者保護法の趣旨を踏まえ、利用者保護を徹底する観点から、約款、顧客対応方針等において統一的な対応を定めるほか、真摯な顧客対応を行う態勢が整備</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>II-3-1-3-1-3 監督手法・対応</p> <p>検査結果、不祥事件等届出書等により、本人確認義務及び「疑わしい取引」の届出義務を<u>確実に履行するための内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき、業務改善命令を発出するものとする。</u></p> <p>また、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、法第 26 条に基づき、業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>さらに、本人確認義務及び「疑わしい取引」の届出義務に違反し、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反と認められる場合には、法第 27 条に基づく業務の一部停止命令を発出するものとする。</p>	<p><u>されているか。</u></p> <p><u>不正払戻しに関する記録を適切に保存するとともに、顧客や捜査当局から当該資料の提供などの協力を求められたときは、これに誠実に協力することとされているか。</u></p> <p><u>(注) 不正払戻し発生防止に向けた施策が、顧客利便を大きく損なうことのないよう配慮する必要がある。</u></p> <p>II-3-1-3-1-3 監督手法・対応</p> <p>検査結果、不祥事件等届出書、<u>盗難通帳に係る犯罪発生報告書等により、上記（１）から（７）の着眼点等に照らして本人確認義務及び「疑わしい取引」の届出義務の確実な履行、盗難通帳・偽造印鑑等による預金の不正払戻しを防止するための措置、又は犯罪利用預金口座等の疑いがあると認める場合における取引停止等の措置を適切に実施するための内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ法第 24 条に基づき報告（追加の報告を含む。）</u>を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき、業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>また、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、法第 26 条に基づき、業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令を発出するものとする。</p> <p>さらに、本人確認義務及び「疑わしい取引」の届出義務に違反し、<u>又は犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由があると認めるときに取</u></p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>（新設）</u></p> <p>Ⅱ－３－２ 利用者保護等</p> <p>Ⅱ－３－２－１ 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能</p> <p>Ⅱ－３－２－１－１ （略）</p> <p>Ⅱ－３－２－１－２ 主な着眼点</p> <p>（１）～（７） （略）</p> <p>（８）不公正取引との誤認防止</p> <p>① 独占禁止法上問題となる優越的な地位の濫用と誤認されかねない説明を防止する態勢が整備されているか。</p> <p>平成 13 年 7 月に公正取引委員会から「金融機関と企業との取引慣行</p>	<p><u>引停止等の措置を怠り、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反と認められる場合には、法第 27 条に基づく業務の一部停止命令を発出するものとする。</u></p> <p><u>（参考）</u></p> <p>・「<u>預金等の不正な払戻しへの対応</u>」について（平成 20 年 2 月 19 日：<u>全国銀行協会</u>）</p> <p>Ⅱ－３－２ 利用者保護等</p> <p>Ⅱ－３－２－１ 与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能</p> <p>Ⅱ－３－２－１－１ （略）</p> <p>Ⅱ－３－２－１－２ 主な着眼点</p> <p>（１）～（７） （略）</p> <p>（８）不公正取引との誤認防止</p> <p>① 独占禁止法上問題となる優越的な地位の濫用と誤認されかねない説明を防止する態勢が整備されているか。</p> <p>平成 18 年 6 月に公正取引委員会から「金融機関と企業との取引慣行</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>に関する調査報告書」が公表され、優越的な地位の濫用として問題となる行為の例が示されているが、これを踏まえた顧客への説明態勢が整備されているか。上記報告書を単に営業店に配付するにとどまらず、実務に即した具体的な説明態勢の整備を行っているか。</p> <p>なお、検証に当たっては、例えば以下の点に留意する。</p> <p>イ. 問題となる行為の例として「<u>融資先企業</u>に対し、その責めに帰すべき正当な事由がないのに、要請に応じなければ今後の融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆すること等によって、<u>契約に定めた変動幅を超えて金利の引上げ</u>を受け入れさせ、又は、契約に定めた返済期限が到来する前に返済させること」、「<u>債権保全に必要な限度を超えて、過剰な追加担保を差し入れさせること</u>」が示されているが、こうした行為が行われないように法令等遵守態勢を確立する一方で、金利の見直し等の客観的合理的理由について、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。</p> <p>ロ. 問題となる行為の例として「<u>融資先企業</u>に対し、要請に応じなければ融資等に関し不利な扱いをする旨を示唆して、自己の提供するファームバンキング、デリバティブ商品、社債受託管理等の金融商品・サービスの購入を要請すること」が示されているが、こうした要請を行わないように法令等遵守態勢を確立する一方で、いわゆる「総合採算取引」の推進の観点からの説明態勢をどのように整備することとしているか。</p> <p>② （略）</p>	<p>に関する調査報告書」が公表され、優越的な地位の濫用として問題となる行為の例が示されているが、これを踏まえた顧客への説明態勢が整備されているか。上記報告書を単に営業店に配付するにとどまらず、実務に即した具体的な説明態勢の整備を行っているか。</p> <p>なお、検証に当たっては、例えば以下の点に留意する。</p> <p>イ. 問題となる行為の例として「<u>借り手企業</u>に対し、その責めに帰すべき正当な事由がないのに、要請に応じなければ今後の融資等に関し不利な取扱いをする旨を示唆すること等によって、<u>契約に定めた金利の引上げ</u>を受け入れさせ、又は、契約に定めた返済期限が到来する前に返済させること」、「<u>債権保全に必要な限度を超えて、過剰な追加担保を差し入れさせること</u>」が示されているが、こうした行為が行われないように法令等遵守態勢を確立する一方で、金利の見直し等の客観的合理的理由について、顧客の理解と納得を得ることを目的とした説明態勢が整備されているか。</p> <p>ロ. 問題となる行為の例として「<u>借り手企業</u>に対し、要請に応じなければ融資等に関し不利な扱いをする旨を示唆して、自己の提供するファームバンキング、デリバティブ商品、社債受託管理等の金融商品・サービスの購入を要請すること」が示されているが、こうした要請を行わないように法令等遵守態勢を確立する一方で、いわゆる「総合採算取引」の推進の観点からの説明態勢をどのように整備することとしているか。</p> <p>② （略）</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ－３－５ インターネットバンキング</p> <p>Ⅱ－３－５－１ （略）</p> <p>Ⅱ－３－５－２ 主な着眼点</p> <p>（１）・（２） （略）</p> <p>（３）顧客対応</p> <p>インターネット上での暗証番号等の個人情報の詐取の危険性、類推されやすい暗証番号の使用の危険性、被害拡大の可能性（対策として、振込限度額の設定等）等、様々なリスクについて、顧客に対する十分な説明態勢が整備されているか。</p> <p>顧客自らによる早期の被害認識を可能とするため、顧客が取引内容を適時に確認できる手段を講じているか。</p> <p>顧客からの届出を速やかに受け付ける体制が整備されているか。また、顧客への周知（公表を含む。）が必要な場合、速やかに周知できる体制が整備されているか。特に、被害にあう可能性がある顧客を特定可能な場合は、可能な限り迅速に顧客に連絡するなどして被害を最小限に抑制するための措置を講じることとしているか。</p> <p>不正取引に係る損失の補償については、預貯金者保護法の趣旨を踏まえ、利用者保護を徹底する観点から、真摯な顧客対応を行う態勢が整備されているか。</p>	<p>Ⅱ－３－５ インターネットバンキング</p> <p>Ⅱ－３－５－１ （略）</p> <p>Ⅱ－３－５－２ 主な着眼点</p> <p>（１）・（２） （略）</p> <p>（３）顧客対応</p> <p>インターネット上での暗証番号等の個人情報の詐取の危険性、類推されやすい暗証番号の使用の危険性、被害拡大の可能性（対策として、振込限度額の設定等）等、様々なリスクについて、顧客に対する十分な説明態勢が整備されているか。</p> <p>顧客自らによる早期の被害認識を可能とするため、顧客が取引内容を適時に確認できる手段を講じているか。</p> <p>顧客からの届出を速やかに受け付ける体制が整備されているか。また、顧客への周知（公表を含む。）が必要な場合、速やかに周知できる体制が整備されているか。特に、被害にあう可能性がある顧客を特定可能な場合は、可能な限り迅速に顧客に連絡するなどして被害を最小限に抑制するための措置を講じることとしているか。</p> <p>不正取引に係る損失の補償については、預貯金者保護法の趣旨を踏まえ、利用者保護を徹底する観点から、<u>顧客対応方針等を定めるほか</u>、真摯な顧客対応を行う態勢が整備されているか。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>不正取引に関する記録を適切に保存するとともに、顧客や捜査当局から当該資料の提供などの協力を求められたときは、これに誠実に協力することとされているか。</p>	<p>不正取引に関する記録を適切に保存するとともに、顧客や捜査当局から当該資料の提供などの協力を求められたときは、これに誠実に協力することとされているか。</p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>
<p>Ⅱ－３－５－３ 監督手法・対応</p>	<p>Ⅱ－３－５－３ 監督手法・対応</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(参考)</u> ・「預金等の不正な払戻しへの対応」について（平成 20 年 2 月 19 日：全 国銀行協会）</p>
<p>Ⅲ－４－６ 自己資本比率の計算</p>	<p>Ⅲ－４－６ 自己資本比率の計算</p>
<p>Ⅲ－４－６－４ (略)</p>	<p>Ⅲ－４－６－４ (略)</p>
<p>Ⅲ－４－６－５ 期限前償還等の届出受理に際してのチェック</p>	<p>Ⅲ－４－６－５ 期限前償還等の届出受理に際してのチェック</p>
<p>(1) 施行規則第 35 条第 1 項第 23 号に規定する劣後ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還に係る届出又は施行規則第 35 条第 1 項第 24 号に規定する自己の株式の<u>消却</u>に係る届出を受理しようとする時は、告</p>	<p>(1) 施行規則第 35 条第 1 項第 23 号に規定する劣後ローンの期限前弁済若しくは劣後債の期限前償還に係る届出又は施行規則第 35 条第 1 項第 24 号に規定する自己の株式の<u>取得</u>に係る届出を受理しようとする時は、告</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>示並びにバーゼル合意及び「自己資本の基本的項目(Tier I)としての発行が適格な資本調達手段」（平成10年バーゼル銀行監督委員会）の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該届出銀行における期限前弁済、期限前償還又は株式消却後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。</p>	<p>示並びにバーゼル合意及び「自己資本の基本的項目(Tier I)としての発行が適格な資本調達手段」（平成10年バーゼル銀行監督委員会）の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該届出銀行における期限前弁済、期限前償還又は株式消却後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。</p>